

保険・年金 フォーカス

IAIS が IAIGsの指定に関する 登録簿等の情報を公表 — 48 グループが IAIGs に指定される —

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長

中村 亮一

TEL: (03)3512-1777

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

5月に入ってから、EIOPA（欧州保険年金監督局）や英国のPRA（健全性規制機構）といった欧州の保険監督当局等が、IAIGs（国際的に活動する保険グループ）に指定された保険グループを公表していたことについては、保険年金 F「[欧州各国の保険監督当局等が IAIGs 指定保険グループを公表](#)」（2020.6.10）（以下、「前回のレポート」という）で報告した。

7月1日に、IAIS（保険監督者国際機構）が、こうした欧州やその他の国や地域から、これまで GWSs（Group-wide Supervisors：グループ全体の監督者）によって公表されてきた IAIGs をまとめた登録簿やそれ以外の非公開の IAIGs を含めた IAIGs の指定に関する情報を公開した。

今回のレポートでは、IAIS によって公開された IAIGs に関する登録簿について報告する。

2—IAIGs とは

まずは、繰り返しになるが、IAIGs について説明する。

IAIGs というのは、英語で Internationally Active Insurance Groups と呼ばれており、その言葉通りに、国際的に有意なレベルで保険事業活動を展開している保険グループのことを指している。その具体的な選定基準については、IAIS（保険監督者国際機構）がその定量的基準等を定めている。また、IAIGs に対しては、特別な監督・規制が行われることになっている。

1 | IAIGs の選定基準

IAIGs の選定基準のうちの定量的基準は以下の通りとなっている。

① 国際的活動

- ・ 3 つ以上の管轄地域において、保険料が計上されていること、および
- ・ 本店所在管轄地域外の GWP（収入保険料）のグループ全体の GWP に対する割合が 10%以上

② 規模（3 年移動平均）

- ・総資産が 500 億米ドル以上、または
- ・全体の GWP が 100 億米ドル以上

ただし、これらの定量的基準に関わらず、グループ全体ベースで IAIGs の監督に対して責任を有している GWS が、限定された状況において、グループが IAIGs とみなされるかどうかを判断するための裁量権を有している。例えば、(a) 自国の保険事業活動が重大である場合、(b) 合併および買収あるいは売却等により近い将来に基準を満たすあるいは満たさなくなる場合等が想定されている。

2 | 今回の IAIGs の指定に関する情報の公表

GWS が、IAIGs の指定を公表するが、場合によっては、この開示が法的変更又は規制措置を必要とすることがある。

IAIS は、このコミットメントを達成するための GWS の進捗状況を監視する。IAIS は、GWS によって公開された IAIGs の公開登録を編集する。登録簿には、公開された IAIGs の数と IAIGs の基準の充足又は監督裁量の行使に基づいて GWS により特定された IAIGs の総数を比較した情報が添付されることになっている。

3 | IAIGs に対する監督・規制

IAIGs の監督のための共通の枠組みとして、IAIS は、2019 年 11 月に、ComFrame (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups : 国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み) を採択している。

この ComFrame の中で、IAIGs に対する監督・規制内容としては、(1) 監督当局の枠組み (監督カレッジの組成や危機管理グループ (CMG) の設立)、(2) 資本規制、(3) 再建・破綻処理計画、(4) グループガバナンス、(5) ERM (統合的リスク管理)、等が挙げられている。それぞれの項目の具体的な内容については、今回のレポートの趣旨ではないので触れないが、例えば、「(2) 資本規制」について、IAIS は ComFrame の一環として ICS (保険資本基準) を策定中である。

3—IAIGs の指定に関する情報の公表

IAIS は、IAIGs の指定に関して、以下の情報を公表¹している。

1 | IAIS による情報開示

IAIS の公表によれば、「2020 年 7 月 1 日の時点で、16 の管轄区域からの 48 の IAIGs が関連 GWS により確認されている。さらにこれらの 48 の IAIGs のうち、11 の管轄区域からの 30 の IAIGs が関連 GWS により公開されている。」となっている。

また、「少なくとも、公開登録簿は毎年更新される。しかし、その年に発生する可能性のある GWS による開示に基づいて、アドホックな更新がより頻繁に行われる可能性がある。」としている。

¹ IAIS 以下の Web サイトから入手可能

<https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-core-principles-and-comframe//file/90785/register-of-internationally-active-insurance-groups-iaigs>

なお、今回の IAIS の公表情報からは、定量的基準は満たさないが、GWS の裁量に基づいて選定された IAIGs があったのかは明確にされていない。

2 | 公開された IAIGs の状況

公開されている 11 の管轄区域からの 30 の IAIGs については、[前回のレポート](#)で報告した欧州の 8 つの管轄区域からの 21 のグループに加えて、米国、シンガポール、香港という新たに 3 つの管轄区域からの以下の 9 つのグループ（（ ）内は GWS）の名前が挙げられている。

AIA Group (Insurance Authority, Hong Kong)

Berkshire Hathaway (Nebraska Department of Insurance)

Chubb (Pennsylvania Insurance Department)

Fairfax (Delaware Department of Insurance)

Great Eastern (Monetary Authority of Singapore)

Liberty Mutual (Massachusetts Division of Insurance)

Prudential Financial (New Jersey Department of Banking and Insurance)

Prudential plc (Insurance Authority, Hong Kong)

RGA (Missouri Department of Insurance)

なお、米国については、各州の保険監督当局が GWS となっているため、州単位での公開が行われている。

結局、公開された 30 の IAIGs の管轄区域別の状況は、以下の通りとなっている。

フランス	8
英国	4
ドイツ	3
オランダ	2
イタリア、スペイン、ベルギー、オーストリア	1
米国	6
香港	2
シンガポール	1

3 | 公開されていない IAIGs の状況

IAIGs の名簿公開については、IAIGs に対する規制等の実施に関して、各管轄区域等での所要の対応が必要になってくる等の事情もあることから、それぞれの GWS の判断によって対応が異なっている。

IAIS の情報によれば、IAIGs 指定保険グループのある 16 の管轄区域のうちの 11 の管轄区域が公開していることになる。残りの 5 つの管轄区域については、定量的基準からは、日本、カナダ、スイスからのそれぞれ複数の保険グループが IAIGs に指定されていることが想定される。さらに、中国の保険グループが、その海外の保険事業展開の状況からは定量的基準を満たさない場合でも、中国保険監督当局の裁量に基づいて IAIGs に選定されているものと推定される。

また、米国という 1 つの管轄区域においては、IAIGs のグループ名の公開については州によって対

応が異なっており、例えば、New York 州では定量的基準を満たす保険グループがあるものの公開されていないものと想定される。従って、非公開の 18 の IAIGs の中には、米国からの保険グループも複数含まれているものと想定される。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、IAIS によって公開された IAIGs に関する登録簿について報告してきた。

IAIGs の指定状況は、それぞれの国や地域における保険市場や保険グループの海外展開の状況等を反映して、国・地域毎にその指定グループ数がかなり異なっている。

また、IAIGs の名簿の公開に関するスタンスも GWS によって異なっている。今後、各管轄区域による監督・規制に関する規定の整備状況等に伴って、さらなる IAIGs 指定に関する情報が明らかになってくることが期待されることになる。

IAIGs の指定に関する状況は、IAIGs に対する監督・規制を巡る状況と共に、関係者の関心の高い事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以 上